

# 兼城小学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、兼城小学校PTAと称し、事務所を兼城小学校に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は、会員相互の教養を高めると共に父母と教師が協力し、学校・家庭及び地域における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 会員相互の親睦を図り、教養を高める事項。
- (2) 父母と教師、家庭と学校、地域社会の協力のもとに児童の福祉に関する事項。
- (3) 学校及び社会における児童の教育環境を改善し、その整備に関する事項。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項。

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育の本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党、宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- (2) 児童及び青少年の福祉のために活動する。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員は、次にあげる者をもって会員とする。

- (1) 児童の保護者
- (2) 本校の教師
- (3) 本会の目的に賛同し、入会を希望する者で評議員会において認められた者。

## 第5章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事
- (6) 顧問 2名

第7条 会長、副会長及び監事は総会において選出し、任期は2年とする。

但し、再任することができるものとし、補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。

2 副会長の1名は教頭をもってあてる。

3 事務局長、会計は、会長が委嘱する。

4 顧問は、校長と前PTA会長をもってあてる。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会長の命により、本会の庶務の事務をつかさどる。
- (4) 会計は本会の会計事務をつかさどる。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は会運の相談にあたる。

## 第6章 役員会

第9条 役員会は正副会長、顧問、事務局長、各正副部長をもって組織する執行機関で会長が召集し、次の事項を行う。

- (1) 本会の事業を具体化し執行に関しての分担を決定し、予算及び事業計画を作成する。
- (2) 各部の事業計画の調整。
- (3) 総会、評議員会の決議事項の執行。
- (4) その他緊急事項の処理に関する事。但し、次の総会か評議員会において報告する。

## 第7章 評議員会

第10条 評議員会は、正副会長、顧問、事務局長、各正

第11条 評議員会は総会に次ぐ決議機関で会長が召集し、次の事項を行う。

- (1) 総会からの委任事項。
- (2) 総会へ提案する議案の承認。
- (3) 予算案及び事業計画の審議、決算案の承認。
- (4) 補正予算の決定。
- (5) 会則及び細則の改廃に関する事。
- (6) 緊急事項の審議決定。但し、次の総会において承認を得なければならない。

## 第8章 総会

第12条 総会は最高の決議機関で全会員をもって構成し、年1回5月に開催する。

但し、評議員会が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会の議事は出席者の過半数以上をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 総会の議長は、会員の中から選出する。

第13条 総会は、会長が召集し、次の事項を決議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 役員選出
- (5) 会計報告
- (6) その他目的達成に必要な事項

## 第9章 各専門部会

第14条 本会の事業を行うため次の部会を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 調査・広報部
- (3) 家庭教育部
- (4) 環境整備部
- (5) 保健体育部
- (6) 生活安全指導部

2 各部長は、会長が委嘱し、任期は2年とする。

3 各部に部長1名、副部長3名(P2名・T1名)を選出し、運営にあたる。

4 各部部員は、各学級から選出された者で構成し、会長が委嘱する。

5 部会は部長が召集し、議長を務める。

第15条

前条に規定する各部の分掌は次表のとおりとする。

部 名	分 掌 事 項
総務部	1 各部との連絡調整に関する事 2 地域子供会の育成に関する事 3 厚生事業に関する事 4 その他企画・運営に関する事
調査・広報部	1 PTA新聞発行に関する事 2 その他調査・広報に関する事
家庭教育部	1 講習会、講演会等に関する事 2 会員研修に関する事 3 社会教育振興に関する事 4 家庭教育・成人教育に関する事
保健体育部	1 学校体育行事に関する事 2 PTA体育行事に関する事 3 その他保健体育に関する事
環境整備部	1 学校美化とPTA作業に関する事 2 その他環境整備に関する事
生活安全指導部	1 危険区域の指定と予防対策に関する事 2 交通安全に関する事 3 その他地域生活安全指導に関する事

## 第10章 学年・学級PTA

第16条 学年・学級PTAは、当該学年・学級の父母と教師で編成する。

- 2 役員の選出は年度初めの役員希望登録制を採用する。
- 3 学年PTAに部長P1名、副部長T1名を選出し、学年運営にあたる。
- 4 学級PTAに部長P1名、副部長T1名を選出し、学級運営にあたる。
- 5 学年・学級PTAは、当該学年・学級に関する諸問題を調整処理する。

第17条 各支部長は、各支部を代表するP会員をもってあてる。

## 第11章 経費

第18条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会費の額は、毎年度の予算を定めるところのものとする。
- 3 会費は指定された支払い方法に基づいて納入する。
- 4 本会の会費納入は、原則、各学期毎(年3回)とする。

第19条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第12章 雑則

第20条 本会に次の諸帳簿を備える。

- (1) 会則 (2) 会員名簿 (3) 役員名簿 (4) 会議録  
 (5) 会計書類 (会計簿、会費徴収簿、領収書綴り等)  
 (6) 寄付者名簿 (7) その他必要な帳簿

### 付則

- 1 本会則は、1963年4月から執行する。
- 2 本会則は、昭和48年6月30日から執行する。
- 3 本会則は、昭和50年5月27日から執行する。
- 4 本会則は、昭和52年5月11日から執行する。
- 5 本会則は、平成 4年4月16日から執行する。
- 6 本会則は、平成10年5月2日から執行する。
- 7 本会則は、平成15年4月12日から執行する。
- 8 本会則は、平成17年4月9日から執行する。
- 9 本会則は、平成19年4月9日から執行する。
- 10 本会則は、平成31年4月8日から執行する。
- 11 本会則は、令和3年7月1日から執行する。

## 兼城小学校PTA組織図

